

清代の北京における

菓子屋ギルド及び点心舗について

尾 上 葉 子

はじめに

中国のギルドについては、西洋ではギャムブル、バージェス両氏の研究が有名であり、わが国においては根岸侘、加藤繁、仁井田陞、今堀誠二の各氏の研究が有名である。⁽¹⁾中でも仁井田氏は、一九四二年から一九四四年に至る毎年、実際に北京でギルドの調査を行っておられる。この調査に基づいて仁井田氏は『中国の社会とギルド』(岩波書店、一九五一)を著され、また、調査された石刻の内容や、実際にギルドの人々との間で行われた質疑応答の内容は、東京大学東洋文化研究所付属東洋学文献センターから『仁井田陞博士輯北京工商ギルド資料集』(以下『資料集』と略)として出版されている。また、今堀氏は、張家口・包頭などの内蒙古の都市におけるギルドの研究が有名であるとも

に、仁井田氏の一九四二年と四三年の北京でのギルド調査に同行しておられる。

この論文では、第一章で、これら先行の研究を参考とさせていたがながら、清代北京に存在した「糖餅行」という菓子屋および菓子職人達のギルドについて取り上げてみたいと考える。⁽²⁾糖餅行を特に取り上げる理由は、一つには、『資料集』にこのギルドに関して多くの資料が集められているが、それ自体を主題とする研究がこれまでできていないことである。もう一つには、一つのギルドのなかに北京出身の菓子屋グループである「北案」(「京案」ともいう)と、南京を中心とした南方出身の菓子屋グループである「南案」の二つのグループが存在したという点に興味を持ったためでもある。一つのギルドの中に二つのグループが存在したという例はあまりなく、北京の他のギルドでは、茶商、

豆腐屋、刻字行、筆墨商などがあるだけである。⁽⁴⁾また、第二章では、北京の菓子屋およびそこで売られていた菓子について考えることにより、清代から民国の初めに北京で生活していた人々の暮らしの一端に触れてみたいと考えている。なお、中国におけるギルドについての一般的な問題については、前述の方々の研究を参照していただくこととして、ここでは省略する。

一 糖餅行

一 糖餅行の起源

糖餅行の起源については、パージェス氏が著した『北京のギルド生活』によると、菓子製造人のギルドは、明代に創立されたということである。⁽⁵⁾

これはパージェス氏が一九二六年から一九二七年にかけて北京及びその接続地帯のギルドを調査した時のデータによるものである。この時のデータは、各ギルドのギルド員を直接訪問して行われた質問への答によるもので、菓子製造人のギルドは、楊という六十歳の古参組合員によって解答されている。しかし、『資料集』に集められた糖餅行の碑の中には、明代に創立されたという記事はなく、糖餅行は、

菓子屋と菓子職人が共同で加入していたのであるが、パージェス氏の調査データでは菓子製造人のギルドと菓子商のギルドが分けられ、質問に解答しているギルド員も別人である。

これらの点から明代に創立された菓子製造人のギルドと糖餅行をイコールで結びつけることは甚だ疑問であり、結果として不明という以外にない。

二 馬神廟の起源

糖餅行は、北京外城の崇文門外臥仏寺西南の「馬神廟」において、守護神である雷祖・観音菩薩・関帝を祀っていた。この馬神廟の起源について、仁井田陞氏は次のように述べている。⁽⁶⁾

廟内の嘉慶及び道光の碑によると、康熙中すでに、外城沙窩門（広渠門）内に馬神廟を建設し、これに観音菩薩及び関帝と共に、雷祖即ち封神伝にいう殷の村王の武将の聞仲を祀っていた。

以上の文からみると馬神廟は糖餅行の人々によって建設されたということになる。しかしながら、文中にある「廟内の嘉慶及び道光の碑」の馬神廟について述べられている箇

所をあげると次のようになる。

茲因都城沙窩門大内道傍、向有糖餅行馬神廟。歷來、舖戶櫃案人等、於康熙四十八年、公捐銀八十餘兩。(中略)馬神廟原係糖餅行雷祖勝會。乃先人所置、遺留至今。

(雷祖會碑)

舖戶櫃案人等、向於康熙年間、即在沙窩門内道左之馬神廟、捐助銀兩、并置墳地、為供奉香火之費。

(聖會碑)

以上の二つの碑からみると、康熙四八年(一七〇九)に銀八十兩余りを馬神廟に寄附し、あわせて墳地すなわち義地を置いたということはわかるが、しかし、糖餅行の人々が馬神廟を建設したということは確認できない。

馬神廟がいつ建設されたかというについては、仁井田氏が昭和一九年(一九四四)に馬神廟を調査した時には、康熙三二年(一六九三)重修時の「古刹馬神廟」と刻された匾額が残っていたということであるから、少なくとも康熙三二年には馬神廟は建設されていたということができるといえる。

「雷祖會碑」によれば、もともと馬神廟及び義地などに関する契紙が、前門外鮮魚口内大興樓の劉徳全という人物によって保管されていたのだが、乾隆五五年(一七九〇)、

大興樓が火事になって、その時に契紙も全部焼けてしまい、又、殿宇や廂房をしばしば建て直したが、そのことに関する記録も焼けてしまったということである。

三 糖餅行の祭祀

ギルドにとって最も重要とされる、祭祀についてであるが、馬神廟の祭神は先にも述べた通り雷祖・関帝・觀音菩薩であり、この三神の中で主となる神は雷祖である。雷祖は、仁井田氏によると、先ほどの引用にも見えるとうり、殷の紂王の忠臣であった聞仲であるということである。聞仲は、木嶋清道氏訳の『封神演義』によると、聞太師とも呼ばれ、三つの目を持ち、中央の目からは白光を発したといわれる。五行の大道を修業し、海を倒し、山を移し、風を聞いて勝敗を知り、土を嗅いで軍情を定めるといふ術を心得ていた、とある。雷祖の誕生日は、六月二四日とされており、糖餅行でも六月二四日は休日となっていた。しかし、聞仲がなぜ菓子屋ギルドの祖師として祀られるようになったのかは不明である。あるいは、馬神廟に祀られている雷祖は聞仲ではなく、まったく別の人物を雷祖として祀っていたということも考えられる。

神の恵みに感謝する文やその神を祀る廟を建て直したという記事は、多くのギルドの碑の中に見えるが、糖餅行においてもこれらに関する記事が碑の中に出てくる。これらの碑によると道光年間(一八二一—一八五〇)に特に多く行なわれていたことがわかる。道光年間に行なわれた修理は以下のとおりである。

道光 二年 雷祖聖殿・馬神聖殿・関帝聖殿重修⁽¹¹⁾。

道光 七年 山門週囲岸界修理⁽¹²⁾。

道光一六年 大殿重修⁽¹³⁾。

道光二一年 炬竈修理⁽¹⁴⁾。

道光二六年 群牆重脩⁽¹⁵⁾。

道光二七年 群牆修理⁽¹⁶⁾。

また、同治元年(一八六二)には牆垣・前後大殿・東西配房・山門内外脚門を修理している。馬神廟について糖餅行の人々は、廟が荒れているのに修理もしないでおくのは糖餅行の羞であり、神に仕え、恩恵に答える心がないためた、⁽¹⁸⁾ といっている。これらのことから、守護神を祀る廟を美しく、りっぱに維持していくこともギルドにとって重要な仕事であったことがわかる。従って、廟がよく修理されている道光年間が最も糖餅行の栄えていた時期であったと考え

られよう。また、祭典の時には糖餅行の人々が馬神廟に詣⁽¹⁹⁾ だ。

「雷祖会碑」には「所有廟内閑住吾行親友」という表現がみえることから、馬神廟内に住んでいたギルド員がいたということがわかる。そして、この廟に住んでいるギルド員が酒を飲んで暴れたりすると、糖餅行より追放されたのである⁽²⁰⁾。

馬神廟に住んでいたギルド員とは別に、廟を管理する道士(碑の中では「住持」と書かれている)がいた。道士は神を祀り、廟を管理することを怠ったりすると、ギルドの役員から呼び出された⁽²¹⁾。なお、追放されたギルド員が廟内に留まっていたりすると、管理者である道士も罰せられた⁽²²⁾。

四 糖餅行の行規

ギルドの行規については根岸・仁井田・今堀諸氏の研究をはじめとして様々な研究がなされており、この節の主題である糖餅行の行規については、仁井田氏の『中国の社会とギルド』の中で取り上げられている。この節では、主に仁井田氏の研究を参考とさせていたがながら、糖餅行の

行規について考えていきたい。

糖餅行の行規には、職人に関するものが多くみられるが、次にどのような行規が決められていたのかあげてみる。

徒弟の採用をしばらく停止することを決めた。⁽²⁴⁾

(行規碑)

賃金の値上げを行った。⁽²⁵⁾

(閨行工価碑)

この十一年後、再び賃金の値上げを行った。⁽²⁶⁾

(工価碑)

季節によって労働時間が決められ、終業時間が決められていた。また、決められた賃金を支払わない者は罰として祭神に芝居を奉納しなければならなかった。⁽²⁷⁾

(ただし、これは北案にのみ関係した行規である)

(北案行規碑)

光緒三二年の冬に物価が高くなり、今までの賃金では暮らして行けなくなつたので、職人たちの賃金を値上げした。⁽²⁸⁾ また、光緒三四年から三年間徒弟を採用しない。三年後に採用するの一人だけである。もし、三年たないうちに徒弟を採用すれば、罰として祭神に芝居を奉納しなければならない。そして、南案の人が

北案の活動に入ってくることを許さず、もし、入っ

くる者があれば、罰金を納めさせた。⁽²⁹⁾ (これも北案にの

み関係した行規である)

(糖餅行碑記)

以上が行規の主な内容であるが、行規を決めると、しばしば祭神に芝居を奉納したという文が、碑の中にみえる。例えば、「行規碑」には、行規について述べた後、「演戲祭神、在浙慈会館」とあり、「閨行工価碑」には、「六月十五日、在文昌会馆献神戲卷台」とある。また、「北案行規碑」では、芝居を奉納するという文と共に匾額二塊、神袍一堂、囲桌幔帳一分を献じたとあり、「糖餅行碑記」には、「以後閨行人等、呈献香燭供品、立刻碑文、以垂永虔」とある。行規を刻んだ碑を立てるといふことは、守護神に行規の内容を報告したということだと考えられ、芝居を奉納したり、匾額、神袍、囲桌幔帳を献じたりすることにより、ギルドの行規を守ることを守護神に対して誓つたのであると考えられる。ゆえに、行規に違反した場合は、守護神に対しても芝居を奉納することにより償なつたのであろう。

五 糖餅行の衰退

糖餅行においてもその衰退のあらわれと取れるような文

が碑の中にしだいに見られるようになってくる。道光二八年立の「行規碑」、同じく道光二八年立の「聖会碑」、同治元年立の「万古流芳碑」には行規が乱れていることを示す文がみられ、光緒年間に定められた行規には、芝居を奉納する、罰金を支払うというような罰則が設けられていた。⁽³¹⁾

最初は罰則については触れられていなかったのに、光緒年間になって罰則が設けられるようになったということは、罰則がなければ行規は守られなくなってきたということであらわすのではないかと考えられる。このように、ギルド員の結合の象徴である守護神に対して守ることを誓った行規が乱れ、守られなくなったということは、糖餅行の人々相互の結び付きが崩れだしたことのあらわれであろう。

その理由を考えてみると、西洋人が北京に在住するようになる、それに伴って西洋の菓子が入ってきたが、西洋の菓子が広まるにつれ、次第に中国風の菓子は押されるようになり、旧来の菓子屋も時代の流れに合せるため、餅乾（ビスケット）や西式蛋糕（カステラのようなもの）をつくるようになった。しかし、西洋式の菓子を売る店が増加してくるに従って、古くからの菓子屋にも、閉店を余儀なくされた店がでてきたのである。⁽³²⁾ また、新しく開業した菓子

屋の方が旧来からの菓子屋より賃金その他の待遇が勝っていたため、優秀な人材が新式の菓子屋へ流れたということも旧来からの菓子屋が衰退していった要因の一つにあげられるであろう。

新しい菓子屋は、経営方法を外国の商人から学び、その時々の流行に適合した菓子をつくってその販路を拡大していったのに対し、古くからの菓子屋も時代の流れに合せて西洋式の菓子をつくるようになったとはいえ、やはり時代の流れに乗れずに廃業せざるを得なくなった店も多く存在したと考えられる。

このように、旧来からの菓子屋が閉店に追い込まれるということになると、糖餅行も何らかの打撃を受けたであろうと考えられる。

糖餅行はいつ結成されたのかということが不明であるのと同時に、いつ滅亡したのかということもわからない。しかし、馬神廟の碑の中では、光緒三四年（一九〇八）に立てられた碑が最も新しく、一方、民国二五年（一九三六）に出版された許道齡編『北平廟宇通檢』には、「馬神廟はもと
は京師糖餅商の会所であったが、今はすでに壊れてしまっている」とあることから、糖餅行は光緒三四年から民国二

五年までのおよそ三十年の間に滅亡したということができ
る。

六 糕点業同業公会

糖餅行のあとを受けるものとして糕点業同業公会が成立する。この公会は民国一七年（一九二八）に成立したということである。⁽³⁶⁾はじめは正明齋・慶雲齋というような糖餅行の碑の中に名前のでてこない菓子屋が加入していたのであるが、糕点業同業公会が成立して四年後の民国二十一年（一九三二）までには、旧来からの菓子屋が七十軒余りも加入していたということである。⁽³⁷⁾そして、成立してから十一年後の民国二十八年（一九三九）には糖餅行の碑の中に出てくる菓子屋のうち、毓美齋・慶福齋・蘭華齋・文美齋・慶蘭齋・瑞芳齋・裕順齋・桂蘭齋・蕙蘭齋・天福齋・金蘭齋・瑞興齋・徳豊齋の十三軒が糕点業同業公会に加入していた。⁽³⁸⁾この中で、天福齋と瑞興齋は糖餅行の中でも最も古い嘉慶五年（一八〇〇）に立てられた碑の中に名前がみえることから少なくとも百四十年以上の歴史を持った菓子屋であったということがわかる。

また、この糕点業同業公会には、旧来からある中国式の

菓子を売る店とともに、新しく西洋から入ってきた菓子を
売る店であると考えられる徳利面包房や回教徒の菓子屋で
ある祥聚公などの店が、民国二十八年（一九三九）には加入し
ていた。

二 点心と北京の人々

一 点心舗

この章では、糖餅行の人々が生活の糧としていた菓子
（この章では点心と書く）と北京の人々とのかわりにつ
いてみていきたい。

北京における菓子屋すなわち点心舗は、清代において満
州餠舗と南果舗の二種類に大別することができた（西洋
人が北京に居住するようになると、西式点心舗が加わり、
三種類となった。⁽³⁹⁾）。

満州餠舗は、主に満州餠舗すなわち満州族の点心を売
っていた店で、北京の内城で多く開業していた。⁽⁴⁰⁾北方の民
族の点心を扱っていたことから、糖餅行では北京出身者の
グループである北案に属していたと考えられる。

一方、南果舗は、南方の点心を主として売っていた店で
あり、北京では外城で多く開業していた。⁽⁴¹⁾糖餅行では南京

を中心とした南方出身の人々のグループである南案に属していたと考えられる。

満州餠餠舗は内城で、南果舗は外城で開業していたと述べたが、このことは、清代には、内城は主に満州八旗をはじめとする満州族の居住地であったのに対し、外城は主に漢民族の居住地であったことと深く関係していたと考えられる。しかし、満州餠餠舗は内城、南果舗は外城で開業というパターンは、中華民国になると崩れてくる。次にこのことについて、民国一二年(一九二三)に出版された『増訂実用北京指南』(註(42)参照)に掲載されている点心舗の所在地をもとにしながら述べてみたい。

まず、糖餅行の北案に属していた点心舗のうち、十三軒の所在地が『増訂実用北京指南』にあげられている。この十三軒のうち、内城にある店は十一軒、外城にある店はわずかに二軒である。⁽⁴³⁾糖餅行の北案に属していたということは、清代から開業していた満州餠餠舗ということであり、清代から開業していた満州餠餠舗は、やはり内城に多く存在していたことができる。ところが、南貨点心店としてその所在地が記されている店(これらの店は、『増訂実用北京指南』が出版された時点で、開業してからあまり年

月の経過していない、比較的新しい店であろうと考えられる)は、三十七軒ある。このうち、内城で開業している店は二十二軒、外城で開業している店は十五軒であり、内城の方が多⁽⁴⁴⁾い。このことから時代が新しくなるにつれ、南方系の点心舗も内城で開業するようになっていったということがわかる。また、内城でも東安市場・西單牌樓・東四牌樓といった市場あるいは古くからの繁華街で多く開業されていた。

清から中華民国にかけて、北京における有名な点心舗として金蘭齋・合芳樓・瑞芳齋・正明齋などの名前があげられる。次にこれらの点心舗についてみていきたい。

金蘭齋は、崇文門内蘇州胡同にあり、崇葬の『道咸以來朝野雜記』によると、宮中に点心を納めていた点心舗である。⁽⁴⁵⁾糖餅行、糕点業同業公会の両方に加入しており、古くは道光二八年(一八四八)立の「聖会碑」にその名が見え、民国二八年(一九一九)には糕点業同業公会に加入していたので、少なくとも九十年以上の歴史を有した点心舗であったことがわかる。

糖餅行の碑の中で、金蘭齋の名前は、「聖会碑」、「万古流芳碑」、「糖餅行碑記碑陰」にみえるが、この中で「万古流

芳碑」には馬神廟に寄附を行った点心舗の名前と寄附の金額が記されている。ここに記されている点心舗の中で、金蘭齋は店が行った寄附、店の店員及び職人達が行った寄附の両方とも、他の店より目立って多い。⁽⁴⁵⁾このように他より目立って多くの寄附ができたということは、店員・職人の数も他の点心舗より多く、店も繁盛していたのであろうと考えられる。寄附金の額の高低は、糖餅行内における勢力の大小とも結び付くと考えられるので、金蘭齋の糖餅行内での勢力は大きかったといえるであろう。

合芳楼(東四牌楼南路東)・瑞芳齋(東四牌楼北大街)は、光緒三三年立の「北案行規碑」及び光緒三四年立の「糖餅行碑記碑陰」の二つの碑に名前がみえる。やはり「道成以來朝野雜記」によると、合芳楼は道光年間⁽⁴⁶⁾に開業し、義和団の乱(一八九九—一九〇二)後に廃業し、合芳楼の職人や財産は瑞芳齋に移ったとある。⁽⁴⁶⁾しかし、義和団の乱後の光緒三三年(一九〇七)と光緒三四年(一九〇八)に立てられた碑や、民国三三年(一九三三)に出版された『増訂実用北京指南』にも合芳楼の名前がみえる。⁽⁴⁷⁾これらのことから、『道成以來朝野雜記』にみられるように義和団の乱後に合芳楼が廃業したとみることは難しい。

正明齋⁽⁴⁸⁾は、同治三年(一八六四)に前門外煤市街南頭路において孫学仁という人物によって開業され、金蘭齋に代って宮中へ点心を納めるようになった。袁世凱・曹錕・呉佩孚・張作霖などがこの点心舗の顧客としてあげられている。

正明齋は、糕点業同業公会には加入していたが、糖餅行の碑の中にはこの点心舗の名前はみえない。なぜ宮中に点心を納めるほどの点心舗が糖餅行に入っていないなかったのか疑問が残る。次にこの疑問についての筆者の考えを述べてみたい。

正明齋では、職人を引きつけるため毎月の決められた賃金以外に年末になるとその年の売上げによって得られた利潤を職人たちにも分配していた。このようなことは、職人の賃金などについても細かく行規を定めていた糖餅行に加入していればできないことではないかと考える。様々な規制を受ける糖餅行へ加入するより、自分たち独自の経営方法で質の高い職人たちを引きつけ、品質の高い点心を製造することにより、同治三年に開業して以来、短期間で宮中に点心を納め得るまでに成長したのであろう。

糖餅行へ加入せずに独自の経営方法で発展していく点心舗があれば、糖餅行は何らかの圧力をその店に対して加え

るはずであるが、しかし、正明齋は糖餅行に加入していた金蘭齋に代って宮中に点心を納めるようになる。このことは、正明齋が開業した同治三年以降において、糖餅行は正明齋に圧力を加えるだけの勢力をすでに失っていたということのあらわれであると考ええる。また、余談となるが、この正明齋は現在でも北京の前門大街において営業しているという(ただし、一九八九年三月に現地を訪れた友人の話では、工事現場となっていて、店は存在しなかったということである)。

次に、点心舗にとって不可欠なものの一つである菓子職人について述べてみる。

菓子職人には、点心舗に長期的に雇われている常雇いの職人以外に、一年のうち決まった時期だけ雇われる臨時工がいた。正明齋の場合は一般の点心をつくる臨時工とは別に、蜜供(蜜供については次節で述べる)を専門につくる臨時工がいたということであり、また、常雇いの職人より臨時工の方が毎月の賃金が高かった。臨時工の方が毎月の賃金が高いということは、正明齋だけではなく、他の点心舗についてもいえることであった。糖餅行の職人の賃金について定めた行規が刻まれている「糖餅行碑記」をみても

常雇いの職人より臨時工の方が賃金が高い。それも三ヶ月から半年勤くと毎月の賃金は銀四両、一ヶ月から八十日勤くと毎月の賃金は銀五両と、同じ臨時工でも勤く期間が短い方が賃金が高い⁽⁴⁸⁾。また、碑の中で「浮帮忙⁽⁴⁹⁾」といわれている臨時工の賃金が最も高く、一ヶ月銀九両であった。

菓子職人には点心舗で働く職人ばかりではなく、王公貴族の邸に雇われて菓子をつくる者もいた。「紅樓夢」には新しく雇い入れた菓子専門の料理人に試しに月餅をつくらせたら非常においしかった、という場面が出てくる⁽⁵¹⁾。この場面から『紅樓夢』に登場する買家のような大貴族の邸では菓子職人を雇い、自分達独自の菓子をつくり、楽しんでいたということがわかる。

点心舗の営業的な面では、月餅会⁽⁵²⁾・蜜供会をつくっていた店もあった⁽⁵³⁾。この月餅会・蜜供会とは会員から毎月会費を納めてもらい、その会費で月餅であれば仲秋節、蜜供であれば年末が近づくとも餅あるいは蜜供をつくり、各々の会員に分配するというものである。

二 点心について

点心は清代には餠餅、点心舗は餠餅舗とも呼ばれてい

た。⁽⁵⁴⁾

点心はどのような時にどのようなようにして用いられていたのかというと、神仏に供える、節句などの時に親戚・友人等と贈答しあう、宴会に出すなどのことがあげられる。次に実際にはどのような点心が、どのような時に用いられていたのかをあげてみたい。

旧暦の一月十五日（この節で出てくる月日はすべて旧暦である）の元宵節に食べる元宵は、糯の粉の中に棗・山楂子・胡桃などの乾果と砂糖を練ってつくった餡を入れた団子を茹でたもので、元宵節に食べるのでこの名がついたということである。⁽⁵⁵⁾しかし、元宵という呼び方は主として北方で用いられ、南方では円子と呼ばれていた。⁽⁵⁶⁾また、元宵を食べる頃になると、元宵を売る点心舗では竹を細く割いてつくった特別な看板を掲げて元宵を売っていることを人々に示した。⁽⁵⁷⁾

初夏になると、薔薇や藤の花の花卉を漬けた蜂蜜を砂糖と餛飩粉を合わせたものの中に入れて玫瑰餅や藤蘿餅という点心が売りに出された。⁽⁵⁸⁾

五月の端陽の節句の時、王公貴族などの間で贈答された点心が粽子・五毒餅である。粽子は糯米に棗などを混ぜ、

笹の葉で三角形に包んで蒸したもので、食べる時は笹の葉をむいて砂糖をつける。一方、五毒餅は餛飩粉を練り、煎餅形に切って中に砂糖の餡を包み茹でたもので、蛇・蝦蟇・蜈蚣・蝮・蝸の絵が描いてある。この蛇・蝦蟇・蜈蚣・蝸・蝮の絵が描いてある。この蛇・蝦蟇・蜈蚣・蝮・蝸の絵が描いてある。これらの毒よけの意味で食べたということである。端陽の節句には粽子・五毒餅の他に桜桃・桑椹・荸薺・桃・杏や玫瑰餅などが贈られた。また、祖先をまつる時や神仏に供える時は粽子・桜桃・桑椹を季節の食物を薦めるといふ意味で供えたのである。⁽⁵⁹⁾

中秋節には月餅が贈答されたが、月餅は小麦粉をこねて皮とし、中に胡桃・干葡萄や豚肉・牛肉など様々な餡を入れ、油であげた円形の点心である。月餅は満月にあやかって一家団欒を願い、中秋に食べたことから団円餅ともいわれ、中秋節は団円節ともいわれた。また、中秋節の宴会ではテーブルや椅子も「団円」にちなんで円形のもが使われたということである。⁽⁶⁰⁾そして十五夜になると庭に瓜や果物、枝豆、鶏頭花を並べ月をまつたのである。⁽⁶¹⁾大貴族が月をまつる時の華やかな様子は『紅樓夢』の中にも描かれている。⁽⁶²⁾また、月餅の中で最も高級なものは広東月餅で、

季節が近づくと職人を広東から呼寄せてつくるといふことである。⁽⁶⁴⁾ 反対に最も庶民的な月餅としては自来紅・自来白があげられる。自来紅は油の色である茶褐色をしており、自来白は粉本来の色である白色をしているといふことである。小型のパイ式の内部は空洞で、その底に少し棗や砂糖の餡が入っている。なお、北京において月餅が有名であったのは前門外の致美齋であった。また、点心舗では中秋節の頃になると「中秋月餅」と書いた赤くて丸い木製の看板を出した。この看板は月餅を売っていることを示しており、その円形は月をあらわしているといふ。⁽⁶⁵⁾

九月九日の重陽の節句になると、人々は花糕を贈答しあい、また高所へ登り花糕を食べ、詩をつくるなどのことを行つた。⁽⁶⁶⁾ 花糕には二種類あり、砂糖と鯉鮓粉を混ぜたものの間に木の実や干した果物を挟んで二層、三層に重ねたものが上等な花糕で、蒸餅の上に棗や栗などを星のように飾つたものが二流品である。⁽⁶⁷⁾ 『帝京景物略』によると、花糕を売る店は花糕旗という特別な旗をあげて目印とし、父母は嫁に行った娘を迎えて一緒に花糕を食べたといふことである。また、嫁に行った娘を迎えることから重陽節は女兒節ともいわれた。⁽⁶⁸⁾ しかし、『燕京歲時記』によると「今糕肆

無標旗者、亦無迎女來食者。蓋風向之不同也。」とあり、『帝京景物略』が記された明末には行われていた花糕旗をあげることや嫁に行った娘を迎えて一緒に花糕を食べる習慣が、『燕京歲時記』が書かれた清末にはすでに行われなくなっていたといふことがわかる。そして、明代には宮中において花糕を用いて宴會が催されていた。⁽⁶⁹⁾

十二月二三日には竈神をまつるが、この時南糖・糖餅などを竈神に献上し、竈神の馬には清水と草・豆を供えた。⁽⁷⁰⁾ 南糖は飴と胡麻を原料とした飴菓子的一种で、糖餅は白玉飴でつくつたもので切餅のような形をしている。なぜ、このように竈神に飴を献上するのかというと、十二月二三日に竈神は天に昇り玉皇天帝のところへ行き、各家の一年間の善悪を報告し、その内容によって玉皇天帝は各家に対する賞罰を決めるといふ俗信がある。このため人々は竈神の口を粘ばらせて家内の悪口を報告できないようにするため、飴を献上したといふことである。⁽⁷¹⁾ また、竈神は男性がまつり、女性がまつることは禁じられている。もし家内に男性がいな場合は、近所の男性が代つてまつつた。⁽⁷²⁾ 大晦日になると、中庭で百分といふ諸々の神様の図(道教的な神様の他に如来や菩薩もあらわされている)をまつ

るのであるが、この時乾果・饅頭・林檎・精進料理、糯米の粉をこねて蒸してつくった年糕と共に蜜供を供えた。蜜供は小麦粉を練って小指形にしたものを油であげ、砂糖と蜂蜜を混ぜたものを塗り、ピラミッドの形などに積み上げたものである。百分は接神の時に焼いてしまうが、供物は年を越して燈節の時までそのままにしておき、百分を焼いた後も焼香などが行われた。

以上が季節ごとに行われた行事に關係した点心である。次にこれら以外の点心について述べてみたい。

薩其馬は満州餠餠の代表的なもので、「サチマ」という名称は満州語である。薩其馬には沙其馬、賽利馬など複数の書き方があるが、これは満州語の音を漢字にあて直したためである。薩其馬の作り方は、鶏卵・バター・砂糖と小麦粉を混ぜて糊状にしたものを鍋の上に細長く流し、型の中へ入れ蜂蜜で形を整え、蒸した後、上面を胡麻などで飾り、畑方形に切つてできあがりである。また、薩其馬が有名な点心舗として前門外の正明齋などがあげられる。

芙蓉糕は薩其馬と同じもので、表面に赤い砂糖がのつているため芙蓉のように見えるのでこの名前がついた。薩其馬より少し安価であり、甘すぎる上に堅いので薩其馬ほど

美味ではないということである。

以上、代表的な点心をあげたが、これらの点心は主として王公貴族をはじめとした経済的余裕のある人々とのかわりにより深かったと考えられる。次節では一般の庶民と点心とのかわりについて見ていきたい。

三 点心と庶民

この節では、ギヤムブル著『北京の支那家族生活』（福武直訳、生活社、一九四〇）に記されている、同氏によって一九二六年から二七年にかけての一年間行われた、北京の様々な所得の家族の生活状態についての調査の結果をもとにして、庶民と点心とのかわりについて述べていきたい。なお、この節で述べる内容については、参考とする資料が主に中華民国になってからのものであるため、前節まで見てきた清代より時代が下がる。

ギヤムブル氏の調査は、北京の内西城及び城外に居住していた二八三家族に対して行われた。うちわけは漢民族の家族二五六、満州族の家族二三、回教徒の家族四であったが、これらの家族の職業は、男性の場合は、書記・簿記係・人力車夫・行商人・電気会社の従業員・教師・店主・召

使など五五種類、女性の場合は裁縫や洗濯などの内職をしたり、乳母・教師など一三種類あった。調査はこれらの家族が一年間家計簿をつけることよって行われた。

家計簿の中で「点心」として支出額が記入されていたものとして麵包、饅頭、焼餅、窩窩頭、油条、烙餅などがある。麵包は焼き固めた麵包ということ、現在のパンと同じものであると考えられる。ただし、この麵包は調査の対象となった家族の中でも高額の所得を有する家族が利用していた。饅頭は、小麦粉を発酵させて蒸したもので、中になにも入っていない⁽⁸⁰⁾。焼餅は小麦粉を発酵させて塩や胡麻油を入れ、円形にして胡麻をまぶして焼いたものである。窩窩頭はとうもろこしの粉でつくったもので、大餅子の一種である。大餅子とはとうもろこしの粉に水を加えてこねて蒸したもので、これを食事代りにするようになると貧乏のドン底生活といわれていた⁽⁸¹⁾。油条は牛乳・鶏卵・小麦粉を混ぜたものを長く引きのばして油であげたもの。また、烙餅は小麦粉に胡麻油と塩を入れてよくねり円形に鉄板で焼いたものである。

以上のように庶民が「点心」として家計簿に記入したものは、実際に食事の際に主食として食べるものであった。

例えば、「生活程度の低い農民間では饅頭と麵、韭と蒜が殆ど唯一の常食⁽⁸²⁾」、「苦力などは大餅子一つに生葱の一二本もあれば一食分⁽⁸³⁾」ということであり、老舎の『駱駝祥子』の中にも食事の時に焼餅や饅頭を食べる場面が登場する。また、ギャムブル氏の調査とは関係ないが、後藤朝太郎氏は『支那の下層民⁽⁸⁴⁾』の中で江西・安徽といった南方の人々がどのようなものを点心と見ていたのかということについて次のように述べている。

安徽の田舎山村にまゐつて見るとお菓子（点心）の代りに大根の輪切りにしたのを出したり又ラッキョの生まを皿に盛つて出してくれたりしたことを記憶してゐる。江西、廬山の山寺、黃龍寺では和尚が蕨の塩漬をお菓子のつもりで出してくれたことがある。

この節と前節の点心を材料の面から見ると、この節であげた焼餅や饅頭などは北方の人々の間では最も一般的に食べられていた小麦粉に塩や胡麻油を入れた簡単なものであったのに対し、前節であげた点心は小麦粉を原料としているが、北京では高価であった砂糖あるいは蜂蜜などを用い、棗などの果物や干果を使い点心を飾るなど材料も豊富であった。前節では月餅には餡として豚肉や牛肉などを用

いたと述べたが、一方で農民など普通は正月ぐらいしか肉類を食べることができなかったということであるから、肉入りの月餅を仲秋節に食べられるという家族は限られていたであろうと考えられる。

では、庶民と前節であげたような点心はまったくかわりがなかったのかというところではなく、ギャンブル氏の調査では前節であげたような点心は紙銭や香などと共に入計簿の『宗教費』という項目にその支出が記入されていた。

どのような点心が記入されていたのかというと、中国では三大節といわれ、最も重要な節句とされる正月・端陽節・仲秋節の点心である年糕・元宵、粽子・五毒餅、それに月餅である。これらの点心は庶民にとっては自分達が食べるもの、あるいは親戚・友人に贈るものというより、『宗教費』という項目に入れられていたことからみても、紙銭や香などと共に神仏に献上するための供物であったと考えられる。前節の註(60)・(62)にあげた『燕京歳時記』や『清稗類鈔』にも端陽や仲秋の節句が来ると「世家大族」や「府第朱門」では点心や果物を贈ったとあることから、節句が来るとに点心を贈答するということを行っていた

のは、一般の庶民たちではなく、王公貴族や豪商といったような家の人々であったということがわかる。

正月・端陽・仲秋に点心を買ったと家計簿に記入しているのは二八三家族中六三家族で、全体のおよそ二二パーセントであり、三節句とも点心を買ったと記入しているのはたった二家族だけであった。他の点心を買わなかった家族は自分たちで点心をつくり、神仏に供えたのである。このように三度の節句のうち一度でも点心を買ったという家族が二二パーセントと全体の四分の一にも達しないことからみても、点心舗で点心を買うということは庶民にとって気軽にできるということではなかったということができる。

米田祐太郎氏が『生活習慣』の中の北方の農民の生活の様子についての箇所で、「菓子などは贅沢の骨頂だから、そんな費用の支出などは夢にも考へてない家が多い」と述べているのもうなずける。

おわりに

この論文では、糖餅行や点心舗・点心をみていくことにより、清代北京に暮らしていた人々の生活の一端に触れてみたいということが主な目的であった。

しかし、考察していくうちに糖餅行に加入していたような点心舗やそこで売られていた点心と深くかわっていたのは、王公貴族を中心とする経済的に豊かな人々であり、一般庶民とのかかわりは限られたものであったと考えるようになった。文中にも引用した通り、安徽や江西などの山村に暮らす人々にとっては大根の輪切りや蕨の塩漬などが身近な点心だったのであろう。

文中でも老舎の小説『駱駝祥子』について触れたが、この話に登場する人力車夫やその家族たちのようなその日暮らしの生活の人々にとって、いくら北京という大都市に住んでいるとはいえ、節句ごとに手のこんだ点心を贈答し、神仏に点心を供え、果物や花などを供えて優雅に節句の行事を行うということは別世界の出来事であったと言えるであらう。

先行の研究を引用させていただきだけで、何ら結論を得られないまま筆を置くことになってしまったことは残念であるが、もし御批評いただければ幸いである。

最後に、この論文を書くにあたり、いろいろと御指導下さった菅野正・森田憲司両先生に心から感謝の意を表したい。

〔註〕

(1) 各氏の主な研究としては、根岸氏は『中国のギルド』（日本評論社、一九五三）、『上海のギルド』（日本評論社、一九五〇）があげられ、加藤氏は『唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の会館に及ぶ』（史学雑誌一四一）、『清代に於ける北京の商人会館について』（史学雑誌五三二）などがあげられる。

(2) 今堀誠二氏の調査は、『中国の社会構造』（有斐閣、一九五三）、『中国封建社会の機構』（日本学術振興会、一九五五）、『中国封建社会の構造』（日本学術振興会、一九七八）などにまとめられている。

(3) 以下、『資料集』に集められた糖餅行関係の碑文を、李華編『明清以来北京工商会館碑刻選編』（文物出版社、一九八〇、以下「碑刻選編」と略）所収のものを参照しつつ、史料として利用するが、句読については、改めた箇所がある。なお、引用の際、碑刻の題を次のように略することとする。

嘉慶五年立糖餅行雷祖会碑—雷祖会碑

道光七年立重修馬神廟碑—重修碑

道光二八年立馬神廟糖餅行規碑—行規碑

道光二八年立糖餅行雷祖聖会碑—聖会碑

咸豐九年立閩行增長工值碑—閩行工值碑

同治元年立糖餅行萬古流芳碑—萬古流芳碑

同治元年立糖餅行萬善同歸碑—萬善同歸碑

同治十年立同行公議增長工值碑—工值碑

光緒三二年立糖餅行北案重整行規碑—北案行規碑

光緒三十四年立馬神廟糖餅行碑記—糖餅行碑記

(4) 仁井田陞著『中國の社会とギルド』九五頁。

(5) パーヴェス著『北京のギルド生活』(申鎮均訳、生活社、一九四二) 九二頁。

(6) 『中國の社会とギルド』一三五頁。

(7) 『資料集』(五) 一〇一五頁。

(8) 「雷祖会碑」

原有契紙並西南墳地契紙、共計八張。又東角門外院地契紙、俱交前門外鮮魚口内大興樓劉德全收存。不意大興樓、於乾隆五十五年十二月、被天災燒燬。(中略) 以來、翻蓋大殿、前後殿宇、以及兩廂房、屢次重修。俱有賬目、皆被天災燬化。

(9) 木嶋清道訳『封神演義』(謙光社、一九七七) 参照。

(10) 休日は、雷祖の誕生日以外では端午・仲秋・大晦日の三回であった。「北案行規碑」は次のように出ている。

五月初五日、六月二十四日、八月十五日、十二月三十日、放官工四天。

(11) 「重修碑」

於道光壬午(二年)春重修雷祖聖殿、馬神聖殿、関帝聖殿、度材鳩工、共錢若干式百余千。越丁亥(七年)夏、又藉公捐修理山門週圍岸界。

(12) 註(11)参照。

(13) 「行規碑」

十六年重修大殿一座、京南兩案合行共捐資錢二千三百二十一吊。(中略) 二十六年重修群壇、合行共捐資錢八百二十吊整。

(14) 「聖会碑」

道光二十一年三月初四日、修理爐灶。(中略) 道光二十七年二月十九日、修理羣壇。

(15) 註(13)参照。

(16) 註(14)参照。

(17) 「萬古流芳碑」

同治元年三月初二日、修立週圍垣、前後大殿、東西配房、山門内外脚門、共用錢式阡式百陸拾式吊捌拾文。南案添置幔帳困桌、共用錢拾肆吊零肆拾文。

最後の、「幔帳困卓」は、おそらく周圍に帳をはりめぐらした卓のことであろう。これは、南案のみによって寄付されている。なお、「碑刻選編」引用の「萬善同帰碑」にも、修理の記事があり、同治六年の年記を有するとされるが、干支が壬戌となっており、元年を移録の際に誤ったものであろう。

(18) 「重修碑」

時祭之蘋藻無文、廟貌之丹青漸落。不有以掃除而修葺之、豈独貽吾行羞。而亦非明禱對越之精心、俎豆声香之通義也。

(19) 「聖会碑」及び「萬古流芳碑」には次のように記されている。内敬祀雷祖大帝。每届会期、恭詣廟所拈香、以昭誠恪而酬靈貺。

(20) 「雷祖会碑」

所有廟内閑住吾行親友、倘有在廟内兇酒不法等事、許住持通知總理值年、問明緣由。告知吾行衆善、將此不法之人逐出吾行、永遠毋許存留。

(21) 「雷祖会碑」

尙住持祝廟中香火淡薄、住持不力、許值年念旨通知總理
會首、公議另召住持。

(22) 「雷祖會碑」

是逐出之後、仍然留住、一被查出、將鋪家住持俱各受罰、
決不循情。

この文より、追放されたギルド員が廟内に留まっていたりすると、住持だけではなく、そのギルド員が属していた店（碑中では鋪家）も共に罰せられたことがわかる。

(23) 行規に關しては、根岸氏は「中国のギルド」、今堀氏は「中国の社会構造」等の著書にその研究を發表されている。

(24) 「行規碑」

本行今因劉凱同衆會首、拘説公議、係事先人遺留。今因劉凱習学先人勤勞、暫行停止徒弟。五年齊滿、合行通全衆儀、具帖相請開鋪親友、停止徒弟、演戲祭神。

(25) 「閩行工価碑」

咸豐九年五月廿四日、閩行增長工価五吊文。六月拾五日、在文昌會館獻神戲臺。

(26) 「工価碑」

同治九年六月初十日、閩行增長工価。

(27) 「北案行規碑」

光緒三十二年十二月初一日、齊行衆等立碑、規例於後。
茲因北京北案合行公議、重整行規、增長工価錢。常人長十吊文、三月至半年節、每月增長工価錢十二吊文。一個月至八十天、增長工価錢十五吊文。每天做活、由下門起手。時刻、由正月至三月、七点鐘止。由七点鐘至十一點做活、每位加錢七吊文。如二十吊以下者、加錢四百文。四月至

七月十四日、四點鐘止活。如四點鐘做至八點鐘止、每位加錢照前。由七月十五至十二月二十九日、均九點鐘止活。如由九點鐘做至一點鐘止者、加錢亦照前。八腊月雙開照旧。八腊月雙烟錢九吊六吊文。常人送錢照旧。常人節人零錢照例。永遠不起早做活、起料子早錢一吊文。如有幫案、燒爐、散去、徒弟半角接做者、工価送錢一律照旧。如不照旧賺者、罰該柜神戲一台。

(28) 「糖餅行碑記」

竊思京城北案糖餅行、迺先輩所遺。奈現在艱難、無法刪改。茲因於光緒三十三年冬間銀價日漲、糧米昂貴、每月工価、不敷餬口。（中略）郵行、由十一月十五日起、各号幫案燒爐人、每月工価銀四兩。副幫案幫燒爐工価銀三兩九錢。福祿角等工価銀三兩八錢。節人三月至半年、每月工価銀四兩正。一個月至八十天、每月工価銀五兩正。浮帮忙節人、每天工価銀三錢、至一個月、算賬九兩正。

（中略）以後閩行人等、呈獻香燭供品、立刻碑文、以垂永慶。

(29) 註(28)の碑の碑陰には、「由光緒三十四年新正月初一日起、

止徒第三年。収徒弟者、等光緒三十七年、各家爐房、収徒弟一名。（中略）具収徒弟者、永遠三年後、各家収徒弟一名。如要各家不到三年後収徒弟者、閩行諸位夥友立罰柜上掌案神戲一台。」とあり、この後に菓子屋の名前及び各々の菓子屋に属する人物の氏名があげられ、その後に「光緒三十四年、京都北案閩行衆等、重整行規。京城内外大小菓素南案茶館、不許半角徒弟入北案做活。如要入北案做活、恁原數工価銀三兩八錢。」と記されている。

(30) 「行規碑」には、「近者、衆等恐日久生懈、不守成規」とあり、「聖会碑」には、「迨去年、行規紊乱、漸改旧章」とある。なお、「萬古流芳碑」にも、「聖会碑」と同じ表現がある。

(31) 註(27)及び註(29)参照。

(32) 郭立誠著『故都憶往』(台湾学生書局、一九七五)九七頁には次のように出ている。

後來西式点心流行、旧式餠餠舖漸漸衰微、為了迎合時尚、也曾仿作餅乾、西式蛋糕之類、不過半路出家、終是不行、後來麵包西点舖越來越多、百八十年的老店、先後閉門、南方人看到「餠餠」這個名詞都覺得新奇了。

(33) 『北平市工商業概況』(池澤匯・莫學熙・陳問咸同編、北平市社会局、一九三三)三六二頁には、「工資旧式每人每月自五角至十元、新式則待遇較優」とある。

(34) 『北平市工商業概況』三六三頁には次のように出ている。
細查平市糕点營業情形、旧者故步自封、不肯備用藝術較優之人、改良製品、致有日趨衰退之勢。新者經理商店之人、多由外商伝習而來、每自招致学徒、率同工作、製品求合於時尚、其銷路自広。

(35) 許道齡編『北平廟宇通檢上編』(国立北平研究院史学研究会、一九三六)一三五頁には次のように出ている。

馬神廟牛角灣南馬神廟三号、旧為京師糖餅商会所、今已破敗不堪。

(36) 澤崎堅造著『北京回教徒の職業』(『東亜經濟論叢』第一卷第三号、一九四一)には、「糕点(菓子)舖は、同業公会が民国十七年に組織されたが」とある。

(37) 『北平市工商業概況』三六二頁には、次のようにある。

旧式糕点舖、已入公会者有七十余家、以正明齋、慶雲齋為較早。

(38) 『北京工商名鑑』(昭和十四年版)四五七—八頁参照。
(39) 周簡段著『京華感旧錄掌故篇』(南粵出版社、一九八七)には、次のようにある。

北京旧時点心舖、大約分三種：一種叫做「滿洲餠餠舖」，多在內城；一種叫做「南果舖」，多在南城；後來又有一種西式点心舖、也叫麵包房、売西式糕点、北京叫「洋点心」。(三一—八頁)

(40) 註(39)参照。

(41) 註(39)参照。

(42) この十三軒の点心舖を、民国二二年版の『増訂実用北京指南』(徐珂編、商務印書館)の第七篇実業の「餠餠舖」の項(一四〇—一頁)によって、内城と外城とに分けると、次のようになる。

内城

合芳樓 東四牌樓南路東
東聚興 安定門内路西
桂茂齋 阜成門内路南
祥順齋 新街口南大街
瑞芳齋 東四牌樓北大街
聚興齋 地安門内大街東
聚馨齋 新街口西街
毓明齋 西單牌樓北路東
毓美齋 西單牌樓北路東
毓慶齋 新街口南大街西

德豐齋 安定門内路西

外城

桂蘭齋 東珠市口

慶福齋（慶福齋については、『増訂実用北京指南』に「慶福齋」という店が二軒載っている）、所在地は花市街と広安門大街で、どちらに於ても外城にあたるので、外城の方へ入れておいた。）

以上の点心舗は、「北案行規碑」に名前がみえるので、北案に属していると判断できる。

(43) やはり民国二二年版の『増訂実用北京指南』の「南貨点心店」の項（一四一—二頁）に挙げられている店を、内城と外城とに分けてみると次のようになる。

内城

天益食品公司 東四牌樓

天益公司 西四南大街

正吉祥 新街口南大街

東亜公司 東單北大街路西

珍海齋 東安市場

桂香村西號 西單牌樓北

森春陽 東四牌樓

聚慶奎 東安門外

稻香村 東安市場

稻香村 東四牌樓北

稻香村 西單牌樓北

稻香村 地安門外

稻香春 東安市場

稻香春

稻香春元記

稻香春生記

稻香春晉記

稻鄉村

慶長玉

穀香村

興記

興盛

外城

三陽泰

大新號

采芝齋

鼎香村

鼎香春

東利順

桂香村

益華

華美春

第一春振記

稻香村

稻香村錦記

稻香軒

廣正隆

錦記

東牌樓北街

地安門外大街

西單牌樓北

西四牌樓北

地安門外大街

西單牌樓北

西四牌樓南

東安市場

崇文門内大街

虎坊橋路北

煤市街

驛馬市

驛馬市

驛馬市大街

崇文門外大街

觀音寺

虎坊橋

崇文門外大街

西河沿東

正陽門外觀音寺

廊房頭條

香廠万明路

正陽門大街

廊房頭條

(44) 金蘭齋亦供宮中所需、較諸合芳・瑞芳為精細、濃厚之味稍

通矣。

(45) この時、金蘭齋が行った寄附について、「金蘭齋共助錢一百吊文、又柁案上人等共助錢一百九吊文」とあり、金蘭齋の次に多いのは慶蘭齋で、「慶蘭齋共助錢五十二吊文、又柁案上人等共助錢八十八吊文」とある。この二軒の点心舗を比べてみても、金蘭齋の寄附額は、慶蘭齋を大きく上回っている。その他の点心舗の寄附金については、『碑刻選編』一三六一九頁参照。

(46) 当年以東西南大街合棧為最佳。此店始於道光中、至光緒庚子後歇業、全部工人及貨色、皆移於東西北瑞芳齋、東城惟此独勝。

(47) 『増訂実用北京指南』第七編一四〇頁。

(48) 正明齋については『馳名京華的老字号』（中国人民政治協商会議北京市委員會文史資料研究会編、文史資料出版社、一九八六）一四六一—一五五頁に、正明齋の経営者孫益増氏夫人張蘊芳女史が、正明齋の起源や経営方法、点心について書いておられるのを、参考にさせていただいた。

(49) 碑の内容については註(28)参照。碑中にある「幫案燒爐人」や「副幫案燒幫」は常備いの職人のことであり、「節人」とあるのは一年のうち決まった季節（あるいは例えば三ヶ月であれば三ヶ月という決まった期間）だけ働く職人を指すのではないかと私は考える。

(50) 『浮報忙節人』とは忙しくなった時だけ雇う日雇いの職人を指すのではないかと考える。

(51) 『紅樓夢』の第七五回には「月餅是新来的一个餠酵厨子、我試了試果然好、纔敢做了孝敬来的」とある。

(52) 村上知行著「北京のお菓子」（中央公論五四一—一九三九）には、月餅会について次のように述べられている。

月餅は八月十五夜の点景物である。だからその季節が近くと、自家に山の如く用意するのみならず、親類、縁者、朋友などにそれぞれつかひ物として配る。ところが中国は例の通りの大家族制の社会だ。少々の月餅では間に合はず、少し大きな家庭になると、百圓二百圓は何でもなく支出して仕舞はなくてはならない。それを一時に支払ふのはちよつと苦痛だといふところから一年中、毎月割って金を菓子屋に納める。恰かも貯金帳に似た帳面があつて、菓子屋の方では金を受取るたびに判を捺す。聽て季節になると、納めた金の総額に値する月餅を届けて寄越すのだ。まるで月餅の掛講である。

(53) 『北平市工商業概況』三六一頁には、「各餠酵鋪每發起月餅會蜜供會、填發會單、中小戶入此會者、按月交二角或三角之款、十個月滿期、可取月餅或蜜供若干斤」とある。『中国の社会とギルド』一一二頁も合せて参照。

(54) 小野勝年訳註「北京年中行事記」（岩波文庫、一九四一）は、清代の教養の『燕京歲時記』の訳注であるが、その二五頁の訳注に「餠酵とは滿洲語から来たと言はれ、餠餽粉をこねて蒸してつくった菓子指し、餠酵鋪と云へば菓子屋の義である」とある。

(55) 元宵については「北京年中行事記」の四〇頁の訳注に、次のように記されている。

元宵は糯米の粉で外を裹み、中に餡を入れた団子である。餡は棗・山楂子・胡桃其他の乾果と砂糖を練って作る。これを

茹でて食べる。大概寒い季節を通じて造る様であるが此時が最も盛んだ。元宵と云ふのは上元の夜の祭に食べるものであるところから附けられたのであらう。

(56) 李家瑞著『北平風俗類徴』(商務印書館、一九三七)には次のようにある。

奶皮元宵、南方呼為圓子、京師惟正月盛行、凡米粉圓子、通名元宵。(二二三頁)

また、徐珂撰『清稗類鈔』卷四八・飲食類にも

湯圓、一曰湯糰。北人謂之曰元宵。以上元之夕必食之也。然実常年有之。

とあり、これにより元宵は湯圓あるいは湯糰ともいわれていたことがわかる。

(57) ルイーズ・クレーン著『支那の幌子と風習』(井上胤信訳、大阪朝日新聞社、一九四〇)には元宵の看板について次のように記されている。

元宵団子の幌子の意匠は依然として不可解のものとして残されてある、竹を細く割いて酸漿のやうなもので、先づ開いた竹糸の先端には綿珠が鈴生りとなつてゐる。この幌子は燈節が終ると共に取払はれてしまふのである。(五一頁)

元宵の看板の形状については林岩・黄燕生・肖蘿如・冀連芝・呂瑞珍編『老北京店舗的招幌』(博文書社、一九八七)の図版六六参照。

(58) 『清稗類鈔』卷四八・飲食類には薔薇や藤の花弁を使い船をつくる作り方について次のように記されている。

藤花作船

採藤花洗淨、洒以鹽湯。拌勻、入甌、蒸熱曬乾。可作点心

之餛。

玫瑰花作餛

去玫瑰花藥莖、並白色者。取純紫花瓣、搗成膏、以白梅水浸少時。研細。細布絞去渣滓、加白糖。再研極勻、瓷器收貯。最香甜。可為点心之餛。

また、藤の花を食べるといふことについて、村上知行氏は「北京のお菓子」の中で次のように述べている。

藤の花を喰ふのは、決して貴族や、富豪の厨房で考へられたことではあるまい。餓ゑたる民が、腹ペコペコの苦しさ粉れに、何でも彼でも手当り次第、口に詰め込んでゐるうちに偶然発見されたものであらう。

薔薇や藤の花を食べるといふことは、一見優雅なことのように見えるが、しかし、玫瑰餅や藤蘿餅というような点心の起源は、庶民が生活していくうえで必要にかられてつくりだしたものであったとも考えられる。

(59) 『北京年中行事記』一〇七頁の訳注によると蛻蟻の代りに蝸蟻とする場合もあるということである。

(60) 『清稗類鈔』卷一・時令類には次のようにある。

京師謂端午為五月節。初五日為五月單五。蓋端午之軛音也。端午以前、世家大族、皆以粽相餽貽。副以桜桃黍棗李薔桃杏及五毒餅玫瑰餅。其供仏祀先者、則以桜桃黍棗權為正供。亦薦其時食之藝也。

(61) 『紅樓夢』第七五回には中秋節の宴会の場面に「凡桌椅形式皆是圓的、特取團圓之意」とある。

(62) 『燕京歲時記』の中秋の条には次のようにある。

京師之曰八月節者、即中秋也。每屆中秋、府第朱門、皆以

月餅果品相賸贈、至十五月圓時、陳瓜果於庭、以供月。並祀以毛豆、鷄冠花。(中略)惟供月時、男子多不叩拜。故京師諺曰、男不拜月、女不祭竈。

(63) 『紅樓夢』第七五回には次のようにある。

嘉蔭堂月台上、焚着斗香、秉着燭、陳設着瓜果月餅等物。邢夫人等皆在裏面久候。真是月明燈彩、人氣香烟、晶豔氤氳、不可名狀。地下鋪着拜墊錦褥。賈母盥手上香、拜畢、於是大家皆拜過。

(64) 『北京のお菓子』には次のように述べられている。

もっとも高級なのは広東月餅だが、これは北京では季節の後後しかない。値段が高いので、普段はさう売れさうもないし、第一職人がゐない。北京の菓子屋では季節が近づくとともに態々広東から職人を呼び寄せて大量に製造させる。

(65) 『老北京店舗的招幌』図版説明には次のようにある。

月餅是我国農曆八月十五日中午秋節民間食用的節令食品。其幌子是將圓木牌漆成紅色、上題「中秋月餅」四字、既是月兒圓的象徵、又是亮月餅的標記、屬於形象幌子。

なお、看板の形状については同書の図版六七参照。

(66) 『燕京歲時記』の九月九の条には次のようにある。

京師謂重陽為九月九、每屆九月九日、則都人士提壺攜榼、出郭登高。南則在天寧寺・陶然亭・龍爪槐等處。北則前門烟樹・清淨化城等處。遠則南山八剎等。賦詩飲酒、烤肉分糕、洵一時之快事也。

重陽節になると人々は酒や花糕を携えて郊外へ出かけ、秋の一日を楽しんでいたことがわかる。

(67) 『燕京歲時記』の花糕の条には次のようにある。

花糕有二種。其一以糖麩為之、中夾細果。兩層、三層、不同。乃花糕之美者。其一蒸餅之上、星星纒纒以棗栗、乃花糕之次者也。

(68) 明劉侗・于奕正撰『帝京景物略』には次のようにある。

糕肆標紙綵旗、曰花糕旗。父母家必迎女來食花糕。或不得迎、母則詬、女則怨詬。小妹則泣望其姊妹。亦曰女兒節。

(69) 清子中等編『日下旧聞考』卷一四八によると、明孫國荊撰『燕都遊覽志』には「重九日、勅賜百官花糕宴」とあるとあり、明代には宮中において花糕の宴會が催されていたことがわかる。

(70) 『燕京歲時記』には次のようにある。

民間祭竈、惟用南糖・閩東糖・糖餅、清水・草・豆而已。糖者所以祀神也、清水草豆者、所以祀神馬也。

(71) 『北京年中行事記』二〇〇頁〜二〇一頁訳注参照。

(72) 『日下旧聞考』には、「京師居民祀竈猶仍旧俗、禁婦女主祭。家無男子、或迎鄰里代焉。」とある。

(73) 『燕京歲時記』天地卓の条には、次のようにある。

每屆除夕、列長案於中庭、供以百分。百分者、乃諸天神聖之全匱也。百分之前、陳設密供一層、平果・乾果・饅頭・素菜・年糕各一層、謂之全供。供上籤以通草・八仙及石榴・元寶等、謂之供仏花。及接神時、將百分焚化、接遞燒香、至燈節而止、謂之天地桌。

また、蜜供について『道咸以來朝野雜記』には次のようにある。
蜜供、素食也。為歲終供仏之用。以麩條為磚、砌成浮屠形、或方或圓、或八角式。大者高數尺、小者數寸、外以蜜

單勻、大都擺樣子者、不可食。

蜜供には仏像、方形、円形、八角形の形をした様々な大きさのものがあり、供えるだけで食べない点心である。

(74) 接神については『北京年中行事記』二四頁注参照。接神は十二月二三日に竈神が一家の善悪を玉皇上帝に報告するため天に昇るが、評定が終り大晦日の夜半に再び下界に降る。その時、天上天下八百万の神々が共に下界に降りてくるので、これらの神々をお迎えする儀式を接神という。

(75) 一月十三日から十七日までを燈節というが、十五日は特に正燈という。燈節になると宮廷では宴会を催し、市では燈籠を吊す。くわしくは『燕京歲時記』の燈節の条参照。

(76) 石橋崇雄著「sacimaのこと」(『東天紅』第二回、一九八六)参照。

(77) 『京華感旧録掌故篇』三一七頁には薩其馬の作り方について、次のように述べられている。

按、薩其馬の作法是以鶏蛋清、和奶、糖調麵粉成糊狀、用漏勺架在油鍋上、將麵糊炸成粉条一樣的東西、然後在篋子中以蜂蜜黏壓成型、稍蒸之後、上面灑熟芝蔴或瓜子仁、青紅絲、用刀切成長方塊即成。

(78) 『燕京歲時記』によると「芙蓉糕与薩齊瑪同、但面有紅糖、豔如芙蓉耳」とある。

(79) 『京華感旧録掌故篇』三一七—一八頁には、次のようにある。如果、薩其馬の表面鋪一層染成桃紅色的綿白糖、樣子十分好看、名字也十分好聽、謂之、芙蓉糕、價錢比、薩其馬、略微便宜些、但是並不如、薩其馬、好吃、一來太甜、二來綿白糖壓緊之後、吃起來也不夠鬆軟。

(80) 『清神類鈔』卷四八・飲食類。

饅頭、一日饅首。屑麩発酵、蒸熟隆起成圓形者。無餡、食時必以肴佐之。

(81) 米田祐太郎著『生活習慣 北支那篇』一六一頁参照。また、同書には窩窩頭について次のように記されている。

大餅子の一種で、真中の凹んでいるところへ棗などいれてあるのが窩窩頭と云ひ、これも下層民の常食になつてゐる(一六一頁)。

(82) 小倉章宏著『北支の新生活案内』(生活社、一九三七)一六七頁参照。

(83) 『生活習慣 北支那篇』一六二頁参照。

(84) 後藤朝太郎著『支那の下層民』(高山書院、一九三九)六六頁参照。

(85) 『生活習慣 北支那篇』一六七頁参照。

(86) 『生活習慣 北支那篇』一六七頁参照。なお、同書の同頁前後には、民国当時の農民の生活についてくわしく述べられている。